

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第1区分

【発行日】平成21年1月8日(2009.1.8)

【公表番号】特表2008-519675(P2008-519675A)

【公表日】平成20年6月12日(2008.6.12)

【年通号数】公開・登録公報2008-023

【出願番号】特願2007-540467(P2007-540467)

【国際特許分類】

B 0 1 D	35/28	(2006.01)
G 2 1 D	1/00	(2006.01)
G 2 1 F	9/06	(2006.01)
G 2 1 C	19/307	(2006.01)
G 2 1 C	9/004	(2006.01)

【F I】

B 0 1 D	35/28	
G 2 1 D	1/00	A
G 2 1 F	9/06	5 2 1 E
G 2 1 C	19/30	D
G 2 1 C	9/00	E

【手続補正書】

【提出日】平成20年11月12日(2008.11.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

流体から破片を濾過するストレーナにおいて、

i) 吸引源と流体連通する出口と、流体の流れ方向の圧力降下を呈する密閉流路の長さに沿って配置された複数の入口開口部とを有し、前記密閉流路を画定する細長ヘッダと、

i i) 前記各入口開口部に配置され、前記流路に流入する流体から破片を濾去するストレーナ素子と、

i i i) 前記流路に沿って相異なる位置に配置されたストレーナ素子を通過する流体の流れを略一様に維持する流量制御装置と、

を含む、ストレーナ。

【請求項2】

前記流量制御装置は、前記入口開口部と前記吸引源から遠い位置にある前記流路との間の圧力降下より大きい、前記入口開口部と前記吸引源に近い位置にある前記流路との間の圧力降下を生成するオリフィスを含む、請求項1に記載のストレーナ。

【請求項3】

前記オリフィスは、前記流路に流入する流体を前記流路に略平行な方向に加速するためにノズルの形状をなす、請求項2に記載のストレーナ。

【請求項4】

前記オリフィスは、前記ヘッダに配置され、複数の開口部を密閉する収集水路を画定するバッフル内に形成される、請求項3に記載のストレーナ。

【請求項5】

前記ヘッダは概して平坦な側壁を有し、前記入口開口部は、前記流路を横断する方向に

前記側壁内に形成された一連の略平行なスロットである、請求項4に記載のストレーナ。

【請求項6】

前記ストレーナ素子は、前記平坦な側壁の前記開口部から外方に突出するフィン形状をなす、請求項5に記載のストレーナ。

【請求項7】

流体から破片を濾過するストレーナにおいて、

吸引源と流体連通する出口を有し、複数の入口開口スロットが形成され、密閉容積を画定するヘッダと、

各開口スロットから外方に突出し、前記流体から破片を濾去するフィン状のストレーナ素子と、を含み、前記ストレーナ素子の各々は、周辺フレームと、対向・離間関係で前記周辺フレームに固定された一対の流体浸透性スクリーンと、前記フレームの周縁側端部と前記開口スロットとを介して前記密閉容積と流体連通する少なくとも一つの流体流路と、を含む、ストレーナ。

【請求項8】

前記流体浸透性スクリーンは穿孔金属シートから形成される、請求項7に記載のストレーナ。

【請求項9】

前記流体浸透性スクリーン間に配置され、前記流体浸透性スクリーンを離間関係に維持する波型金属スペーサと、前記波型金属スペーサと前記流体浸透性スクリーンとの間に画定された前記複数の流路とをさらに含む、請求項8に記載のストレーナ。

【請求項10】

前記周辺フレームは前記一周縁側端部以外では流体に対して非浸透性である、請求項9に記載のストレーナ。

【請求項11】

前記流体浸透性スクリーンは、それぞれ、複数の平行な山と谷とを有する波型金属スクリーンから形成され、前記スクリーンは、さらに、交互の山の位置で接触することにより対向・離間関係に維持され、前記複数の流路を画定する、請求項7に記載のストレーナ。

【請求項12】

前記周辺フレームは、前記一周縁側端部以外では流体に対して非浸透性である、請求項11に記載のストレーナ。

【請求項13】

前記波型金属スクリーンは波型金属メッシュである、請求項11に記載のストレーナ。